

# あんしんして活動を行うために ～ふれあい保険～

## ★ ふれあい保険とは

市民団体が継続的・計画的に行う市民活動についての保険で、市があらかじめ保険料を負担し、活動中に起きた事故を保障するものです。

### 保険の内容

市民団体等の活動中に発生した事故に対し、次の2本立てで保障します。

＜賠償責任保険＞	＜傷害保険＞																			
<p>その活動の主催者が法律上の賠償責任を問われた場合 (指導等の過失により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の賠償責任を負ったとき)</p> <p><b>【免責額（自己負担額 1万円）】</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">身体賠償</td> <td>限度額</td> <td>1名</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1事故</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>財物賠償</td> <td>限度額</td> <td>1事故</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	身体賠償	限度額	1名	6,000万円		1事故	2億円	財物賠償	限度額	1事故	100万円	<p>活動中に発生した事故により主催者や参加者が死亡・負傷した場合 (市民活動中の急激・偶然な外来の事故で、活動者がケガ等をしたとき)</p> <p><b>【8日以上の治療を要した場合に適用】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>死亡</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>200万円～6万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>1日 3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>1日 2,000円</td> </tr> </table>	死亡	200万円	後遺障害	200万円～6万円	入院	1日 3,000円	通院	1日 2,000円
身体賠償		限度額	1名	6,000万円																
		1事故	2億円																	
財物賠償	限度額	1事故	100万円																	
死亡	200万円																			
後遺障害	200万円～6万円																			
入院	1日 3,000円																			
通院	1日 2,000円																			

## ★ 保険の対象

	団体（例）	活動（例）
地域社会活動	自治会、PTA、高齢者クラブ、地区社会福祉協議会 等	防犯、防火・防災、清掃、盆踊り、運動会、研修会、講演会 等
青少年育成活動	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団 等	スポーツ、スポーツ大会 等
社会福祉・社会奉仕活動	ボランティア団体 等	社会福祉施設での支援活動、手話通訳 等
社会教育活動	公民館利用団体、学校開放利用登録団体、スポーツセンター利用団体、障害者福祉団体 等	スポーツ、文化活動（料理、音楽、絵画等）、各種大会 等
市主催の行事等への参加や手伝い		市民まつり、公民館講座への参加 等

※活動の日時や場所、内容があらかじめ決まっており、事故後に確認可能な活動が対象となります。

※活動への往復途上も対象となりますが、通常の経路をはずれている場合には対象外となります。

※原則として事前に名簿を提出して活動に参加している方が対象となります。

※他にも活動の内容等によって、保険が適用されない場合があります。

詳細は地域振興課までお問い合わせください。

## ★ 保険金が支払われない例

- ① 宗教、政治及び営利を目的とした活動
- ② 地震、噴火などの天災地変によるもの
- ③ けんかや自殺、犯罪行為による傷害
- ④ 冬山登山など、危険なスポーツによる傷害
- ⑤ 細菌性食中毒によるもの
- ⑥ 脳疾患、疾病または心神喪失によるもの（熱中症も対象外となります）

## ★ 市民マナー条例に関する活動中に事故が起きたら

すみやかに担当までご連絡ください。

- ・市民マナーサポーターの活動中の事故
- ・市民マナー協力団体の活動中の事故
- ・その他の市民マナー条例の推進に関する活動中の事故



市川市 市民部 市民安全課  
マナー条例担当  
市川市八幡1丁目1番1号  
(市川市役所1階)  
電話 047-320-1333 (直通)

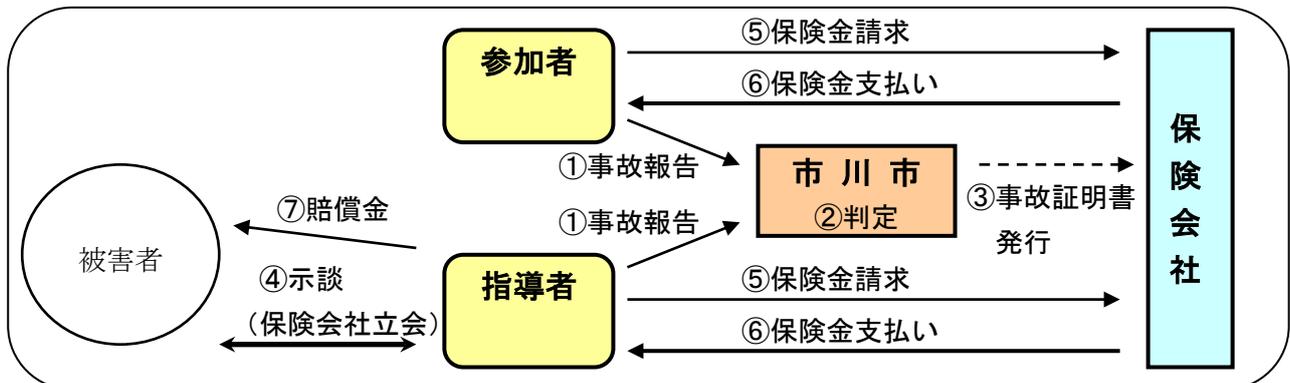
※市民マナー条例に関する活動以外での事故の場合の連絡先は、地域振興課までお問合わせください。

### ●ご提出いただく書類

- ①事故報告書（書式が決まっています）
- ②団体の概要が把握できる書類（会則、規約 等）
- ③会員名簿
- ④事故が生じた行事に関する詳細が把握できるもの（チラシ、計画 等）
- ⑤事故が生じた日における団体の参加者名簿

※そのほかにも行事や事故の状況を把握するための書類の提出をお願いすることがあります。

## ★ 保険金が支払われるまで



※ 事故報告書は事故日から原則として1ヶ月以内に担当課へご提出ください。

### 市民マナー条例キャラクター



マナリン



マナーマン

### 「ふれあい保険」に関する問い合わせ先

市川市 市民部 地域振興課  
市川市八幡1丁目1番1号 (市川市役所1階)  
電話 047-334-1128 (直通)